



平成27年4月28日

各位

会社名 株式会社 P a l t a c
代表者名 代表取締役社長 木村清隆
(コード番号:8283 東証一部)
問合せ先 執行役員 経営企画室長 嶋田政治
(TEL. 06-4793-1090)

「内部統制基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年4月28日開催の取締役会において、下記のとおり「内部統制基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、お知らせいたします。

これは、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されることを踏まえ改定するものであります。

記

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 事業展開の指標となる経営理念、会社の目標を定めるほか、取締役会規則に定める経営上の重要事項については取締役会において決定する。さらに、その他の重要会議において監査役の出席を求め、重要な決定についても日常的に監査役の監査を受ける。
- (2) 内部統制の整備・充実を図るため、必要に応じ適宜に見直し、改善を図る。また、その周知徹底によって経営の透明性と健全性を継続確保しながら、円滑な事業展開と収益確保を通じ、企業価値を最大限に高めていくことをめざす。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報管理規則、個人情報取扱基準等の社内規程により、保存及び管理(廃棄を含む)を適切に実施し、必要に応じて適宜に見直し等を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理体制については、損失発生の未然の防止や早期発見のため、情報管理規則、情報セキュリティ・ポリシーをはじめ、リスクマネジメント基本規則、CSR委員会規則その他各種社内規程、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成、見直し等を行い、その周知徹底を図る。また、大規模地震等災害発生時の使用人の安否や事業継続の可否を早期に把握するため、災害対策マニュアルや安否確認システムを導入している。
- (2) 通常業務については、代表取締役社長の直轄組織である監査部が内部業務監査を行うものとし、リスクが現実化し、重大な影響が予測される場合は、代表取締役社長が主体的役割を担う。
- (3) 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度への対応としては、CSR推進本部が内部統制の維持・整備を進める部門とし、モニタリングを実施するための機能を、監査部に付加し、損失の危険を早期に発見することに努める。
- (4) 反社会的勢力による経営活動への関与については、CSR推進本部長のもと、同部門において一元的に管理することにより防止を徹底する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営組織及び職務分掌並びに職務の権限と責任を明確にするための社内規程を取締役に於いて制定し、これに基づき組織的かつ効率的な企業運営を行う。
- (2) 代表取締役社長は、決算会議・営業会議などの会議体を主催し、組織間の意思統一や連携を図り、職務を執行する。

(3) 予算管理規則に基づき経営計画を策定し、ITを活用した効率的な業務を行う。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 社内規程を整備し、使用人に対し周知徹底を図るとともに、監査・モニタリング体制を整備することにより、業務の適正を確保する。併せて、定期的な研修やCSR委員会の活動を通じ、使用人に対して当社の社会的責任・法令遵守についての意識を啓蒙する。
- (2) 公益通報に関する窓口を社内及び社外に設置し、ガイドラインなどの制定を行うとともに、使用人に対し周知徹底を図る。

6. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社と相互に連携を図ることにより、上記第1項から第5項までの体制の構築、運用、整備に努める。また、関係会社管理規則に則り、必要に応じて子会社に関係資料等を提出させ、経営計画や事業戦略等の重要事項の事前承認を行う。
- (2) 監査部は、当社及び子会社に対して統一的な監査基準のもとに内部業務監査を行い、併せて財務報告に係る内部統制についても、必要に応じて有効性評価を実施する。

7. 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役から求めのあった場合は、以下の事項に準拠した専任の補助すべき使用人を置くこととする。

- (1) 監査役職務を補助すべき専任の使用人に関する人事は、監査役会の同意を必要とする。
- (2) 監査役職務を補助すべき専任の使用人は、監査役の指揮命令に服するものとする。
- (3) 取締役は当該補助すべき使用人に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないように留意する。

8. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- (1) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人は、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- (2) 上記の報告及び情報提供の主なものは、次のとおりとする。
 - イ. 経営状況
 - ロ. 事業遂行状況
 - ハ. 財務状況、月次・四半期・期末決算状況
 - ニ. 監査部が実施した内部監査の結果
 - ホ. リスク管理の状況
 - ヘ. コンプライアンスの状況（内部通報された事実を含む）
 - ト. 事故・不正・苦情・トラブルの状況
 - チ. 業績の発表内容・重要開示書類の内容、その他対外的に公表する事実
- (3) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人は、各監査役の要請の有無を問わず、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは遅滞なく監査役に報告する。
- (4) 監査役へ報告した者に対して、当該報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内に周知徹底する。

9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題、当社を取り巻く重要なリスク、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- (2) 監査役からの要請があった場合、監査部及び会計監査人は監査役との会合等により連携を図ること、また重要会議へ監査役が出席すること、さらに内部監査部門、法務部門その他の管理部門は、監査役職務の補助を行うことなど、監査役職務の監査が実効的に行われる体制の確保をする。
- (3) 当社は、監査役職務の監査の実施のために所用の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役職務の遂行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことはできない。

以上